

## R2補正CEV補助金アンケート・モニタリング調査についてのFAQ

分類	Q	A
1-1	【アンケート・モニタリング調査関係】 アンケート・モニタリング調査とはどのようなものか。	次の3つを指します。 基本的に申請月の翌月から4年間にわたり実態調査への参加が必須要件となっております。（令和3年度～） ①実態調査 毎月の家庭/事務所の消費電力量や電動車の走行距離等のデータを入力（4年間） ②アンケート調査 年1回程度のアンケート調査（2年間） ③インタビュー・詳細モニター 優良先進事例と環境省が判断した場合は、個別に詳細データの提供やインタビューをお願いすること場合もあります。
1-2	【アンケート・モニタリング調査関係】 毎月のデータ入力はどうやってやるのか。	実態調査データ入力用のWebサイトへ毎月の家庭/事務所の消費電力量や電動車の走行距離等のデータを入力ください。 また、アンケート調査についても同WEBページを介して回答いただけます。 Webサイトへのログイン方法及びユーザーID、初期パスワードは補助金受給者のご自宅へ郵送にて送付しております。 また、下記環境省HPにもURLを掲載しておりますのでそちらからのログインも可能となっております。（ユーザーID及びパスワードは掲載されておりません。） 車両や設備の活用状況等モニター制度要件の概要について： <a href="https://www.env.go.jp/air/post_70.html">https://www.env.go.jp/air/post_70.html</a>
1-3	【アンケート・モニタリング調査関係】 システム上で毎月のデータ入力やアンケート調査に対応できない場合はどうすればよいのか。	原則として、WEBページの利用をお願いすることになりますが、諸事情によりWEBページでの対応ができない方は、郵送による対応を実施しています。 詳しくは下記までお電話ください。 <b>問い合わせ窓口：050-3145-3919</b>
1-4	【アンケート・モニタリング調査関係】 データ入力やアンケート調査へ回答しなかった場合はどうなるのか。	アンケート・モニタリング調査への参画は本事業の補助要件となっていますので、特別な理由がない限り、ご回答がいただけない場合は補助金返還の対象となる可能性がございますので、ご注意ください。
1-5	【アンケート・モニタリング調査関係】 優良先進事例とはどのような事例なのか	V2H(Vehicle to Home)と電気自動車等を活用し、家庭/事務所の電力のピークカットや再エネ電力の供給過多時に発電事業者の要請に応じて充電をするディマンドリスポンス等のような高度なエネルギー・マネジメントを活用している事例等を想定しています。
1-6	【アンケート・モニタリング調査関係】 アンケート・モニタリング調査はいつまで続くのか。	アンケート・モニタリング調査のうち実態調査については、令和3年からの4年間、令和6年度までの再エネ100%電力調達状況について、モニタリングさせていただきます。 ただし、令和6年度の調達状況の確認等で令和7年度にご連絡させていただくことがあります。 また、アンケート調査については、実施期間は2年間となっており、令和5年度が最終回となります。
1-7	【アンケート・モニタリング調査関係】 アンケート・モニタリング調査の「実態調査」で提出する情報・エビデンスの入力期日や入力対象期間はあるか。	第1回実態調査では以下の様な期日となっております ①2021年9月22日以前に補助金の交付が決定した方 入力期日：2021年12月10日（金） 入力対象期間：申請月の翌月から2021年10月31日までの情報  ②2021年9月23日以降に補助金の交付が決定した方 入力期日：2022年6月17日 入力対象期間：申請月の翌月から2022年3月31日までの情報  第2回実態調査以降では毎年春～夏にかけて一年分の情報を入力していただきます。 <b>なお、第4回実態調査については2025年5月30日（金）を締め切りとしております。</b>  なお、データ入力に併せて毎月の消費電力量を示している書類（例：検針票等）を、各月ごとにアップロードいただくことを想定しておりますが、1年分の情報が1つのファイルで示せる場合では、各月ごとのファイルアップロードは不要です。
1-8	【アンケート・モニタリング調査関係】 4年間の間で手法の切り替えは可能か。	手法の変更についてはWebページより受給者様ご自身で変更が可能となっております。 「トップページ>登録内容・履歴確認>登録内容/パスワード変更>手法変更」にて、案内に従い手法を変更ください。
1-9	【アンケート・モニタリング調査関係】 住所等の変更がある場合はどうすればよいか。	Webページ上の個人情報変更ページより変更をお願いいたします。 変更内容によって補助金執行団体様より連絡がある場合がございます。

分類	Q	A
1-10	【アンケート・モニタリング調査関係】 入力を間違えて申請まで完了している場合はどうすればよいか。	Webページ内のお問い合わせフォームよりご連絡をお願いいたします。
1-11	【アンケート・モニタリング調査関係】 電力メニューを切り替えた場合、各メニューの加入期間の証明はどうどのように行うのか。	本事業において、補助金受給者には再エネ供給の証明として毎月の検針票をご提出いただくことを想定しております。 メニューの切り替えが生じた場合は切り替え前と切り替え後の検針票をそれぞれご提出いただきます。 Webページの「トップページ>登録内容・履歴確認>登録内容/パスワード変更>手法変更」にて、 案内に従いメニュー名の変更を行ったうえでデータ入力をお願い致します。  一例として、8月よりA社からB社に切り替えた場合は7月まではA社の検針票を、8月以降はB社の検針票をご提出いただきます。 切り替えに際して、A社のマイページにログインできなくなり、検針票が確認不可能になってしまった場合は A社にご連絡の上、検針票を再発行を御依頼頂くようお伝えください。 また、検針票だけでなく、スマホ・PC等によっても電気使用量の把握はできますので、併せてそちらもご確認ください。
1-12	【アンケート・モニタリング調査関係】 検針票(電気使用量のお知らせ)などをなくしてしまった場合はどうすればよいか。	お手数ですが、契約いただいている小売電気事業者や証書発行事業者に再発行を依頼してください。 また、検針票だけでなく、スマホ・PC等によっても電気使用量の把握はできますので、併せてそちらもご確認ください。
1-13	【アンケート・モニタリング調査関係】 手法1を選択したが、Webページ上に何を入力すればよいか。	手法1の場合は「再エネ電源の発電量」、「施設等の消費電力量」、をご入力ください。売電を行っている場合は「売電量」も併せてご入力ください。 また、各入力項目のエビデンスもご提出ください。各項目のエビデンス例は以下の通りです。 ・再エネ電源の発電量：HEMS画面の写真やスクリーンショット等 ・売電量：HEMS画面の写真やスクリーンショット、売電量を記した電気使用量のお知らせ（検針票）等 ・施設等の消費電力量：HEMS画面の写真やスクリーンショット等
1-14	【アンケート・モニタリング調査関係】 手法1のみを選択し太陽光発電で賄っていたが、不足時に小売電気事業者から電力を購入した場合はどうのに対応するべきか。	小売電気事業者から購入している電力が環境省の指定している再エネメニューである場合は手法1と手法2の複合手法となります。指定のメニューでない場合は手法1と手法3の複合手法となるため、再エネ電力証書の購入が必要となります。
1-15	【アンケート・モニタリング調査関係】 手法1を選択しており、自宅で太陽光発電を行っているが、HEMS（Home Energy Management System）を保有していない（又は破損した）ため発電量等が確認できないが、どうすればよいか。	自宅にHEMSがない等の理由で発電量等が確認できない場合は、備考欄等にその旨をご記載ください。
1-16	【アンケート・モニタリング調査関係】 手法2を選択したが、Webページ上に何を入力すればよいか。	「再エネ電力の購入量」（再エネ電力の検針票で記載されている電気使用量）をご入力ください。 また、再エネ電力メニューを購入したエビデンス（メニュー名が確認可能な検針票など）も併せてご提出ください。エビデンス例は以下の通りです。 ・再エネ電力の購入量：電気使用量のお知らせ（検針票）等
1-17	【アンケート・モニタリング調査関係】 手法2で契約していた電力メニューが中止された場合、補助金返還の対象となるのか。	不測の事態により、電力の供給が中止された場合はただちに補助金返還対象とはなりませんのでご安心ください。 なお、不足した分の電力は証書の購入または別事業者の再エネメニューの契約により補填していただき、合計で4年間分の再エネ電力を調達いただく必要があります。 また、小売り電気事業者側の事業撤退を始めとしたやむを得ない事情により自宅への再エネ電力の供給が難しくなった場合は、申請画面の備考欄等にその旨をご記載ください。（上記のような場合であっても速やかに別の再エネ電力メニューへの切り替えが必要となります。）
1-18	【アンケート・モニタリング調査関係】 手法3を選択したが、Webページ上では何を入力すればよいか。	「再エネ電力証書の購入量」、「再エネ電力証書の購入期間」、「一般電力（手法2以外）の電気使用量」をご入力ください。 また、各入力項目のエビデンスもご提出ください。各項目のエビデンス例は以下の通りです。 ・再エネ電力証書の購入量：グリーン電力証書の写し、（J-クレジットの）無効化通知書及び再エネ電力量を記載した書類 ・一般電力（手法2以外）の電気使用量：電気使用量のお知らせ（検針票）等
1-19	【アンケート・モニタリング調査関係】 手法3を選択したが、証書はどこで購入すればよいのか	JクレジットについてはJクレジット事務局の公開するJクレジットプロバイダ等にお問い合わせください。 Jクレジット： <a href="https://japancredit.go.jp/market/offset/">https://japancredit.go.jp/market/offset/</a>  グリーン電力証書については日本品質保証機構が公表している証書発行事業者一覧をご確認ください。 JQA（日本品質保証機構）： <a href="https://www.jqa.jp/service_list/environment/service/greenenergy/list_ops.html">https://www.jqa.jp/service_list/environment/service/greenenergy/list_ops.html</a>
1-20	【アンケート・モニタリング調査関係】 手法3で購入した証書の購入量を電気使用量が上回った場合、補助金返還の対象となるのか。	電気使用量が証書購入量を上回った場合でもただちに補助金返還対象とはなりませんのでご安心ください。 なお、不足した分の電力は証書の購入により補填していただき、4年間分の再エネ電力を調達いただく必要があります。

分類	Q	A
1-21	【アンケート・モニタリング調査関係】 手法を複数選択したが、Webページ上では何を入力すればよいか。	選択した手法で指定されているすべての入力項目をご入力ください。選択した手法に応じてWebページに必要な入力項目が表示されます。また、各入力項目に対応するエビデンスもWebページ上でご提出ください。
1-22	【アンケート・モニタリング調査関係】 Webページ上の回答期間外で再エネ調達をやめた場合、補助金の返還に向けてどのような手続きが必要か。	Webページでの回答期間外に再エネ調達を取りやめる場合につきましては補助金返納の対象となりますので下記連絡先までお問い合わせください。 環境省 令和2年度第3次補正予算 EV等補助事業 問合せ窓口 TEL : 050-3145-3919
1-23	【アンケート・モニタリング調査関係】 ログイン用IDまたは仮パスワードを忘れた、わからない。	ログインIDおよび仮パスワードにつきましては、事務局より送付させていただいております封書内に記載がございます。 なお、お届けの封書を紛失されているなどお分かりにならない場合は、Webページのお問い合わせフォームにご登録いただいております以下項目をご連絡いただくことで再発行を行います。  1.【必須】お名前(法人名)： 2.【必須】ご住所： 3.【必須】車両番号（ナンバープレートの番号）： 4.【任意】連絡先電話番号：
1-24	【アンケート・モニタリング調査関係】 事務局より回答が完了していない旨の連絡が来た。 回答を行ったつもりであるが、どのようにしたら回答が完了したことになるのか。	アンケート・実態調査共に「送信」ボタンを押下した後に確認画面で再度「送信」ボタンを押下ください。 (確認画面で送信を行わない限り、回答結果が送信されないことにご留意ください。)
1-25	【アンケート・モニタリング調査関係】 アップロードする画像に制限はあるか。	各手法の添付証憑としてアップロード頂ける画像の形式及びファイルサイズは以下の通りです。 画像形式：png、jpg、gif、pdf、heic ファイルサイズ：10MBまで  お手数をおかけいたしますが、ご確認いただきますようお願いいたします。
1-26	【アンケート・モニタリング調査関係】 入力した数字が自動で削除される。	報告入力画面の数値に小数点が含まれている可能性がございます。 本報告システムでは小数点以下が入力不可能となっており、四捨五入を行った数値をご入力ください。
1-27	【アンケート・モニタリング調査関係】 車を売却(処分)したのですが、実態調査の対応は必要ですか。	車を処分された場合、実態調査及びアンケート調査への対応は不要となります。 事務局にて、今後郵送などの連絡を停止する処理を行ないますので、IDとお名前を下記お問い合わせ窓口又はシステム上の問い合わせ画面にてご連絡いただきますようお願い申し上げます。  問い合わせ窓口：050-3145-3919
1-28	【アンケート・モニタリング調査関係】 補助要件である4年間の車両保有を満了したため、車両を売却してもよいか。	補助要件である4年間の車両保有を満了している場合は、車両を売却いただいても問題ございません。 なお、本事業においては、4年間の車両保有に加え、4年間にわたる実態調査にご協力いただくことも補助要件となっておりますので、車両を売却した場合でも実態調査へご協力いただきますようお願い申し上げます。

分類	Q	A
2-1	【再エネ電力関係】 どのようにしたら再エネ100%電力調達の要件を満たすのか。	再エネ100%電力調達の方法については、環境省HPで公開しているように、 ①所有している再エネ発電設備からの自家消費、 ②電力小売り会社から再エネ100%電力メニューの購入（契約）、 ③グリーン電力証書もしくは再エネ由来Jクレジットの購入の3つの手法があり、これらはそれぞれ組み合わせて再エネ100%としてもよいです。 詳細については、下記環境省HPをご確認願います。 環境省「再エネ100%電力調達」要件の解説： <a href="https://www.env.go.jp/air/saiene/saiene_kaisetsu.pdf">https://www.env.go.jp/air/saiene/saiene_kaisetsu.pdf</a>
2-2	【再エネ電力関係】 太陽光パネルを所有しているが、これで条件がみたせるか。	太陽光パネルを所有し、自営線や蓄電池と組ませる等により各家庭/事務所で直接消費する分については本事業の要件にカウントできます。 ただし各家庭/事務所での全消費電力を満たすことができない場合は、その不足分について、電力小売り会社から再エネ100%の電力メニューを購入するか、グリーン電力証書といった再エネ証書を購入いただくことで再エネ100%電力調達の要件を満たすことができます。
2-3	【再エネ電力関係】 太陽光パネルを所有し、FIT売電をしているが、この発電量を使って条件が満たせるか。	FIT売電分の発電量を本事業の要件にカウントすることはできません。 電力小売り会社から再エネ100%の電力メニューを購入するか、グリーン電力証書といった再エネ証書を購入いただくことで再エネ100%電力調達の要件を満たすことができます。
2-4	【再エネ電力関係】 太陽光パネルの設置を検討しているが、補助金の対象なのか。	本補助事業では太陽光パネルなどの再エネ発電設備は対象外です。
2-5	【再エネ電力関係】 ZEH/ZEB認定の家庭/事務所だが、追加措置なしに再エネ100%電力調達の条件とみなせるか。	外部からの電力調達がなく、所有する再エネ発電設備（太陽光パネル等）の発電電力量で家庭/事務所の全消費電力量を満たすことができれば条件を満たします。 所有する再エネ発電設備（太陽光パネル等）の発電電力量で家庭/事務所の全消費電力量を満たすことができなければ、不足分について電力小売り会社から再エネ100%の電力メニューを購入するか、グリーン電力証書といった再エネ証書を購入いただくことで再エネ100%電力調達の要件を満たすことができます。
2-6	【再エネ電力関係】 電力小売り会社の再エネメニューは、何を選択すればよいのか。	下記環境省HPにて掲載されている一覧より再エネ100%電力のメニューを選択ください。 環境省「再エネ100%電力調達要件」について： <a href="https://www.env.go.jp/air/100.html">https://www.env.go.jp/air/100.html</a>
2-7	【再エネ電力関係】 すでに再エネ電力メニューで契約しているが、切り替える必要があるのか。	切り替える必要はございません。ただし、対象となる再エネ電力メニューについては環境省にて事前集約し、そのリストを公開します。 リストに掲載されていない再エネ電力メニューは補助条件の対象外となりますのでそちらをご確認ください。 環境省「再エネ100%電力調達要件」について： <a href="http://www.env.go.jp/air/100.html">http://www.env.go.jp/air/100.html</a>
2-8	【再エネ電力関係】 外部で充電（水素の場合は充填）する場合、再エネ電力（水素の場合は再エネ由来）である必要があるのか。	外部充電については再エネ電力である必要はございません。 本事業の要件は、車両を登録する各家庭/事務所で使用される電気について、再エネ100%電力調達できていることです。